

2	マイカーローン
---	---------

平成28年4月1日現在

商 品 名	④あばしりしんきんマイカーローン「走快気分」 (しんきん保証基金の保証付)
-------	--

ご利用いただける方	<p>以下の条件を満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の会員、もしくは会員となる資格のある満20歳以上の個人の方。 ・安定継続した給与収入または営業所得のある方。なお、自営業者の方は現在の業種での確定申告の実績がある方。 ・しんきん保証基金の保証を得られる方。 ・就職内定者（実行時30歳未満の方に限ります）。 <p>ただし、同居の親を連帯保証人とすること等の条件を満たすことが必要となります。</p> <p>※詳しくは当金庫本支店の窓口でお問い合わせください。</p>
お 使 い み ち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込者または申込者の家族(配偶者、親、子、孫)が使用する自家用自動車、オートバイ(原動機付自転車を含む)、自転車(電動アシスト自転車、ロードバイク、クロスバイク等)にかかる次の資金 <ul style="list-style-type: none"> ① 購入資金(購入にかかる税金・保険料等も可) ② 車検・修理費用 ③ パーツ・オプションの購入・取付費用 ④ 自動車保険費用 ⑤ 運転免許取得費用 ⑥ 車庫設置費用 ⑦ 申込者が①から⑥を用途として当金庫を含む金融機関、自動車メーカー系を含む信販会社(消費者金融は除く)から借り入れたローンの借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料 ⑧エコカー(新車)に係る資金 <ul style="list-style-type: none"> イ. 購入資金(購入にかかる税金・保険料等も可) ロ. パーツ・オプションの購入・取付費用 ハ. 申込者が自動車購入資金を用途として当金庫を含む金融機関、自動車メーカー系を含む信販会社(消費者金融は除く)から借り入れたローンの借換え資金および借換えに伴う繰上げ完済にかかる手数料 <p>※ロ、ハはイとあわせた申込に限る</p> <p>【対象となるエコカー】 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、低燃費かつ低排出ガス認定自動車等、自動車重量税・自動車取得税が減免される自家用自動車(新車)</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑨申込者または配偶者・親・子・孫が使用する除雪機の購入及び修理・整備資金
ご 融 資 限 度 額	・ 1, 0 0 0 万円以内 (1万円単位)
ご 利 用 期 間	・ 10年以内 (ご融資日から10年目の応答日の属する月の月末まで)

ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利型 ご融資期間3年以内 3.38% (エコ3.28%、レポート3.14%) ご融資期間3年超～8年以内 3.88% (エコ3.78%、レポート3.64%) ご融資期間8年超～10年以内 4.28% (エコ4.18%、レポート4.04%) を基準融資利率とし、この基準融資利率から当金庫が定める優遇項目に応じて金利を優遇いたします。 ※優遇項目1項目につき0.2～0.3% (優遇項目によって異なります。)の金利を優遇し、最大5項目1.1%までとします。 ※優遇項目は店内掲示ポスターにてご確認ください。
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月払の元金均等払い・元利均等払いのいずれかのご返済方法となります。 ・ボーナス時、増額返済の併用も可能です。ただし、ボーナス返済分はご融資額の50%以内で年2回6か月毎の返済となります。 ・元金返済の据置期間は6か月の範囲内とします。
保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> ・しんきん保証基金が保証しますので、原則として保証人は必要ありません。
保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・しんきん保証基金所定の保証料が必要となります。 ご融資金額およびご融資期間、各プラン等により異なります。 なお、保証料は融資利率に含まれております。 ※詳しくは当金庫本支店の窓口でお問い合わせください。
苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理部(9時～17時、電話：0152-44-7116)にお申し出ください。また、北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話：011-221-3273)、全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)でも苦情等のお申し出を受け付けています。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)、札幌弁護士会(電話：011-251-7730)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理部、北海道地区しんきん相談所、または全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ご融資金の購入先等への振込を条件とします。 ・審査(再審査含みます)の結果ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ※ご返済額の試算等の詳しい内容については、当金庫本支店の窓口でお問い合わせ下さい。